

府中市下宿先登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県立上下高等学校（以下「上下高校」という。）在籍生徒及び在籍予定の生徒（以下「上下高校在籍生徒」という。）へ下宿先の情報を提供することによって安定的な生徒の住環境を確保するため、府中市下宿先登録制度を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下宿 自宅から上下高校への通学が困難な上下高校在籍生徒が、一定期間の契約で部屋を間借りして生活することをいう。
- (2) 下宿先 府中市内にある住宅のうち、上下高校在籍生徒の下宿として提供することが可能な物件をいう。
- (3) 下宿提供者 下宿先を提供する者をいう。
- (4) 下宿先登録制度 下宿提供者から登録申込みを受けた情報を名簿に登録し、上下高校在籍生徒へ提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、下宿先登録制度以外による下宿先の取引を妨げるものではない。

(下宿先登録の要件)

第4条 下宿先登録の要件として、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 府中市内に自宅などの下宿が可能な物件の持ち主であること。
- (2) 本人のプライバシーが確保されるスペースを用意できること。
- (3) 原則、開校日には食事を用意すること。
- (4) 下宿先登録制度による情報開示に同意すること。
- (5) 受け入れた生徒を卒業するまでの期間下宿させること。
- (6) 非常事態に備えリスク管理を行い、万が一の事態に対応できること。
- (7) 下宿に伴って生じる生徒の身体的経済的損害を補償する賠償責任保険に加入すること。
- (8) 府中市暴力団排除条例（平成24条府中市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(下宿先登録申込み等)

第5条 下宿先登録制度による下宿先に関する登録を受けようとする下宿提供者は、府中市下宿先登録申込書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めるときは、府中市下宿先名簿（別記様式第2号）に登録し、府中市下宿先登録通知書（別記様式第3号）により、その旨を当該下宿提供者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしていない下宿先で、下宿先名簿に登録することが適当と認められるものがあるときは、当該下宿提供者に対し、登録を勧めることができる。

（登録した下宿先に係る登録事項の変更の届出）

第6条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた下宿提供者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（下宿先の登録の抹消）

第7条 市長は、登録された下宿先に関して次のいずれかに該当するときは、当該下宿先の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者から登録抹消の申出があったとき。
- (2) 登録者が申し込んだ内容に重大な誤り又は虚偽があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により登録を抹消したときは、府中市下宿先登録抹消通知書（別記様式第4号）により、その旨を当該登録者に通知するものとする。

（情報提供等）

第8条 市長は必要に応じて、上下高校及び上下高校在籍生徒に対して府中市下宿先登録制度により登録された情報を提供するものとする。

2 市長は、登録者及び上下高校在籍生徒が行う交渉並びに賃貸借契約については、直接これに関与しない。

3 契約後のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和7年1月29日から施行する。